

議案第31号

松阪市コミュニティ交通条例の一部改正について

松阪市コミュニティ交通条例（平成22年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市コミュニティ交通条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティ交通条例（平成22年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改める。

第2条中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改め、「、各地域内の移動を確保するコミュニティバスの路線で」を削る。

第3条中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改め、同条第8号中「飯高波瀬・森線」を「飯高線」に、「飯高波瀬・森地域」を「飯高地域」に改める。

第4条、第6条及び第7条第1項中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改め、同項の表中「飯高波瀬・森線」を「飯高線」に、「一部予約を必要とする区間を含む」を「予約に応じて運行する」に改め、同条第2項及び第3項並びに第8条中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改める。

第9条第1項中「バス交通」を「コミュニティ交通」に、「1回の利用について100円とする」を「別表のとおりとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項中「バス交通」を「コミュニティ交通」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

路線	運賃	その他
飯南有間野・波留・横谷線 飯南相津・下郷線 飯南深野・横野線 飯南主線 飯南仁柿線 飯福田・柚原線 与原・深長線	100円	1 未就学児は、運賃を無料とする。 2 免許返納者及びその同伴者（1名に限る。）は、運賃を半額とする。

飯高線	宮前地区、川俣地区、森地区及び波瀬地区を4 エリアに区分し、同一エリア内の移動は200 円とし、エリアをまたぐ移動については、エリアをまたぐごとに100 円加算する。	<p>1 未就学児は、運賃を無料とする。</p> <p>2 免許返納者及びその同伴者（1 名に限る。）、小学生、障がい者等又は65 歳以上に該当する者は、運賃を半額とする。</p>
-----	---	--

備考

- 1 免許返納者とは、運転経歴証明書の交付を受けた者をいう。
- 2 障がい者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (2) 身体障害者手帳（第1種）若しくは療育手帳（第1種）の交付を受けている者又は介護者・付添人が必要である旨の証明の交付を受けている者の介護人・付添人（1名に限る。）
- 3 路線バスとコミュニティ交通の間で乗継ぎが発生する場合は、市長が別に定めるところにより、コミュニティ交通の運賃を割り引くことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。